

犬の登録と狂犬病予防注射をお忘れなく!

生後91日を過ぎたすべての飼い犬は、狂犬病予防法により、畜犬登録と毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。飼い主の皆さんは、忘れずに飼い犬に予防注射を行なってください。また、登録がお済みでない場合は、すみやかに畜犬登録を行なってください。

平成29年度実施日程

日にち	場所	時間
4月13日(木)	須恵巡原広場	9:30~10:05
	西体育館	10:20~10:45
	昭穂生活館横公園	10:55~11:15
	乙植木コミュニティセンター	12:35~13:10
	甲植木公民館	13:20~13:50
4月14日(金)	佐谷消防格納庫	9:30~ 9:50
	健康広場	10:00~10:20
	新原日の出集会所	10:35~10:50
	城山公民館	11:05~11:25
	藤浦公民館	12:30~12:50
5月 9日(火)	上須恵消防格納庫	13:00~13:20
	新原公民館	9:30~ 9:55
	一番田公民館	10:10~10:30
	南米里金堀公園	10:40~11:10
	旅石公民館	12:20~12:40
5月10日(水)	山の神公民館	12:50~13:05
	恵西公民館	13:15~13:35
	佐谷消防格納庫	9:30~ 9:50
	健康広場	10:00~10:20
	須恵巡原広場	10:25~10:35
5月10日(水)	城山公民館	10:45~11:00
	乙植木コミュニティセンター	11:15~11:35
	甲植木公民館	11:45~12:05

※当日は、糟屋郡獣医師会の獣医師が注射を行います。気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

犬と一緒に会場へ

新規登録の犬

- ▶ 対象 畜犬登録が済んでいない犬
- ▶ 料金 6,150円
(登録料金3,000円+注射料金2,600円+注射済票料金550円)
- ▶ 受付 直接会場にお越しください。

登録済みの犬

- ▶ 対象 平成7年4月1日以降に登録を受けた犬(事前に通知はがきを送付します。)
- ▶ 料金 3,150円
(注射料金2,600円+注射済票料金550円)
- ▶ 受付 送付された通知はがき裏面の愛犬健康チェック表を記入し、必ず会場に持参してください。



予防注射を受けるにあたってのお願い

会場には、他の犬もいるので、興奮して暴れる場合があります。次の2点にご協力をお願いします。

- 首輪を締めて、必ずリード(引き綱)をつけてください。
- 日ごろから、犬に慣れている人が連れてきてください。

なお、犬が暴れたり、健康状態に異常があると思われる場合、予防注射を行えないことがありますので、ご了承ください。

狂犬病予防ワクチンの副作用

注射後に注射部位が腫れる、硬くなる、熱を持つ、痛くなる場合があります。通常は、2・3日経過すると自然に消失しますが、まれに発熱、食欲の低下、下痢、嘔吐などが起こることもあります。その場合は、適切な治療を受けてください。

【中等度の副作用】
アレルギー反応・顔面腫脹、掻痒、じんましん など
【重度の副作用】
ショック、アナフィラキシー症状(虚脱・血圧低下、呼吸困難、けいれん、尿失禁など)

アナフィラキシー症状は、ワクチン接種後30分くらいまでの間に発現することが多いので、その間は特に注意深く観察してください。

狂犬病について

狂犬病は、すべての哺乳類が感染・発症する病気です。狂犬病ウイルスは、ヒトからヒトへの感染はせず、狂犬病にかかった動物(アジアでは主に犬)にかまれた部位から、唾液に含まれるウイルスが侵入することで感染します。現在でもヒトが感染した場合の、有効な治療法が確立されていないため、毎年全世界で、5万人以上が死亡しているといわれています。

日本国内では、犬の登録、予防注射、野犬などの駆除が徹底され、1956年以降は発生していませんが、2006年に海外で犬にかまれ、帰国後に発病し死亡した輸入症例が2例あります。

注射済票などを付けておきましょう

もしも、飼っている犬がいなくなったときに、首輪などに狂犬病予防注射済票や鑑札、迷子札(飼い主の名前や電話番号が書いてあるもの)を付けていれば、飼い主を特定するのに役立ちます。飼い主のもとに早く帰ることができるように、必ず付けておきましょう。

犬がいなくなった時は...

役場や粕屋保健福祉事務所などに届け出ておくと、見つかる可能性が高くなります。届け出るときは、

- ① 飼い主の住所・氏名・電話番号(戸間の連絡先)
 - ② 犬の種類・性別・毛色・大きさ
 - ③ 首輪の有無・首輪の色
 - ④ 鑑札・注射済票・迷子札の有無
 - ⑤ いなくなった日時・場所
 - ⑥ その他の特徴
- をお知らせください。なお、届け出た後、飼い主が先に発見した場合は、必ずその旨をご連絡ください。

届出先

地域振興課

☎ 9332・1438(ダイヤルイン)

☎ 9332・1151(内線217)

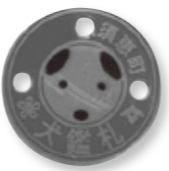
☎ 9339・1744

☎ 9339・0110(代表)

ふんの後始末は、飼い主の責任です!



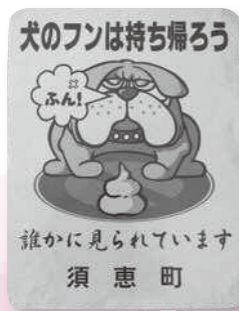
注射済票



新規登録鑑札

平成22年9月、須恵町飼い犬猫のふん害等の防止に関する条例が制定されました。これは、飼い主のマナーの向上とふん害防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持と環境美化の促進に寄与することを目的としています。

ふんの放置は、道路や公園だけでなく、他人の敷地内などさまざまな場所で見られます。犬は、自分でふんを片付けることができます。片付ける義務は、飼い主にあります。ふんは必ず持ち帰りましょう。また、散歩の際は、ふんを持ち帰るビニール袋などの他に、水の入ったペットボトルなどを携帯し、尿をしたら水をかけて流すようにしましょう。



犬のフンは持ち帰ろう

誰かに見られています

須恵町

リードや首輪の定期点検をしましょう

リードや首輪が切れたり、外れたりしないように定期的に点検し、古くなったら修繕・交換しましょう。

お問い合わせ先

☎ 9332・1438(ダイヤルイン)